

## 社会資本整備総合交付金交付要綱

平成22年	3月26日	
平成22年11月29日	一部改正	
平成23年3月31日	一部改正	
平成23年4月1日	一部改正	
平成23年7月1日	一部改正	
平成23年11月21日	一部改正	
平成23年12月27日	一部改正	
平成24年4月6日	一部改正	
平成24年12月4日	一部改正	
平成25年2月26日	一部改正	
平成25年5月15日	一部改正	

### 第1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年總理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

### 第3 定義

#### 一 社会資本整備総合交付金

第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

## 二 交付対象事業

第6に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

## 三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業又は効果促進事業をいう。

## 四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

## 第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

## 第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

## 第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

### 一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するため交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）

- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
  - ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
  - ⑧ その他総合的な治水事業
  - ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
  - ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第2号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）
  - ⑪ 広域連携事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等）
  - ⑫ 都市公園等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業）
  - ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業）
  - ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業）
  - ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等）
  - ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）
- 防災・安全交付金事業（社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）
- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
  - ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
  - ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
  - ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）

- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑩及び⑪については欠番
- ⑫ 都市公園等事業（地域防災計画等に位置づけられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうち都市防災推進事業（市街地液状化対策事業を除く。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水施設整備事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

## 二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

### イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業

### ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となって

その効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第4号、地域住宅法第6条第2項第3号又は広域活性化法第5条第2項第4号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20／100を目途とする。）

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業

## 第7 単年度交付限度額

1 交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付限度額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = (A + B + C)$$

ここで、A、B、Cは、それぞれ

- A：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- B：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額
- C：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式より算出した額とする。また、財政法（昭和22年法律第34号）第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする（「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき実施するものを除く。）。なお、単年度交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属第III編において定めるものとする。

$$A = \sum_{j=1}^l (\alpha_j \times A_j)$$

A<sub>j</sub>：要素事業 j の当該年度の事業費（事務費は除く。以下同じ。）

$\alpha_j$ ：要素事業 j に係る国費率

l：社会資本総合整備計画に位置づけられた基幹事業である要素事業の数

$$B = \sum_{j=1}^m (\beta_j \times B_j)$$

B<sub>j</sub>：要素事業 j の当該年度の事業費

$\beta_j$ ：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は 1 / 2。）

m：社会資本総合整備計画に位置づけられた関連社会資本整備事業である要素事業の数

$$C = \sum_{j=1}^n (\gamma_j \times C_j)$$

C<sub>j</sub>：要素事業 j の当該年度の事業費

$\gamma_j$ ：要素事業 j に係る国費率（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合。それ以外の場合は 1 / 2。ただし、道路事業と一体となって実施する場合はこの限りではない。）

n：社会資本総合整備計画に位置づけられた効果促進事業である要素事業の数

2 社会資本整備総合交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況により、第 9 第 2 項の規定を適用した結果、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される単年度交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される単年度交付限度額を控除した額（次項において「差額」という。）は、社会資本総合整備計画ごとに、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することができる。

3 前項の規定による調整は、次年度の単年度交付限度額から差額を控除することにより行う。

4 地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部について負担又は補助をする要素事業においては、当該地方公共団体が当該交付金事業者に対して負担又は補助をする費用（事務費は除く。）の額の範囲

内の事業費に限り、前三項の規定を適用する。

## 第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
  - 六 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
  - 七 その他必要な事項
- 2 社会資本総合整備計画の作成に当たっては、次の各号に留意するものとする。
  - 一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること
  - 二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること
  - 三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
  - 四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること
  - 五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること
- 3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。
- 4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

## 第9 交付申請等

- 1 地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。
- 2 国が負担又は補助をしなければならない割合について個別の法令等に規定されている場合を除き、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることと

する。

## 第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これを公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行い、同様に公表及び国土交通大臣への報告を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第13 監督等

- 1 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村が補助する交付金事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、社会資本整備総合交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第14 その他

この要綱に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

## 第15 雜則

- 1 この要綱の施行の際、現に国に提出されている第8第1項各号の計画事項に相当する事項を含む計画で次に掲げるもの（以下「特定計画」という。）については、当該計画の計画期間に限り、その提出をもって同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
  - 一 都市再生整備計画
  - 二 地域住宅計画
  - 三 広域活性化計画
  - 四 みなと振興計画
  - 五 地域活力基盤創造計画
  - 六 都市公園等統合補助事業計画
  - 七 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画
  - 八 古都保存事業計画
  - 九 緑地保全等事業計画
  - 十 緑地環境整備事業計画
  - 十一 津波・高潮危機管理対策緊急事業計画
  - 十二 海岸耐震対策緊急事業計画
  - 十三 海岸堤防等老朽化対策緊急事業計画
- 2 社会資本整備に関する地方公共団体等に対する国土交通省所管の従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業（基幹事業に該当するものに限る。以下「従前の補助事業等」という。）であって、平成22年度も継続して行おうとするもの（以下「継続事業」という。）のうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を国に提出しない場合であっても、従前の補助事業等に係る通知、要綱等（以下「旧要綱」という。）の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(旧要綱の失効)
  - 2 旧要綱は、この要綱の施行の日に、その効力を失う。ただし、地方公共団体等以外の事業主体に対して行う補助金等の交付に係る部分及び社会资本整備総合交付金とは別に予算に計上した補助金等に係る部分については、この限りではない。  
(経過措置)
    - 3 災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成23年3月31日付け国計調第40号国土計画局長通知）の別表1及び別表2に定める災害対策等緊急事業推進費を使用して行う事業、北海道特定地域連携事業推進費取扱要領（平成20年4月1日付け国北参第1－2号北海道局長通知）の別表に定める北海道特定地域連携事業推進費を使用して行う事業及び沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費取扱要領（平成22年7月26日付け沖振第383号内閣府沖縄振興局長通知）の別表に定める沖縄北部活性化特別振興対策特定開発事業推進費を使用して行う事業については、旧要綱は、なおその効力を有する。
    - 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で平成21年度以前の年度の歳出予算に係るもの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
    - 5 旧要綱に基づき国に提出され、又は国の承認、同意等を受けた計画等は、それぞれ相当するこの要綱に基づく計画等で、この要綱に基づき国に提出され、受理されたものとみなす。
    - 6 第2項の規定により効力を失う前の旧要綱の規定に基づくみなし振興計画に記載された提案事業は、要綱本編第6第2号口に規定する社会资本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業等とみなしてこの要綱を適用する。

附 則 (平成22年11月26日付け国官会第1630号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日付国官会第2625号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日付け国官会第2626号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 要綱本編第6第2号に規定する関連事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会资本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会资本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第6第2号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会资本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 (平成23年7月1日付け国官会第873号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に附属第II編第1章第16－(10) 第5第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた率並びに附属第III編第1章第16－(10) 第1第四号の規定により土地・水資源局長及び住宅局長が定めた額については、改正後の要綱附属第II編第1章第16－(10) 第5第四号及び附属第III編第1章第16－(10) 第1第四号の規定により住宅局長が定めたものとみなす。

附 則 (平成23年11月21日付け国官会第1964号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日付け国官会第2259号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日付け国官会第3283号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。  
(経過措置)
- 2 要綱本編第6第2号に規定する関連事業（都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を交付対象とするものを除く。）であって当該関連事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 3 要綱本編第6第2号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、効果促進事業に係る事業費については平成24年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更及び沖縄振興公共投資交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された効果促進事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、全体事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金又は沖縄振興公共投資交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めることができるものとする。

附 則 (平成24年12月4日付け国官会第2205号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日付け国官会第2911号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。  
(経過措置)
- 2 要綱本編第6第一号口並びに同規定に係る附属第I編、第II編及び第III編の規定は、平成24年度の一般会計補正予算（第1号）（以下「平成24年度補正予算」という。）に係る事業から適用する。
- 3 平成24年度補正予算を充てて実施する事業においては、要綱本編第6第一号に規定する基幹事業又は同第二号に規定する関連事業が、平成23年度予算に係る地域自主戦略交付金の創設又は平成24年度予算に係る地域自主戦略交付金の制度変更に伴い、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされたもの（沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業を除く。）であって

も、これを交付対象事業とみなして社会資本整備総合交付金を充てて実施することができる。この場合、交付対象事業及び国費の算定方法については、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）附属編に定めるところによるものとする。

- 4 前項の場合において、地域自主戦略交付金を充てて実施するものとされた事業が現に社会資本総合整備計画に記載されていないときであって、かつ、社会資本総合整備計画に記載することが著しく困難と認められるときは、平成24年度補正予算を充てて実施する事業を明らかにした事業実施計画を提出することで、社会資本総合整備計画に記載されたものとみなして前項の規定を適用することができるものとする。
- 5 要綱本編第6第二号口括弧書の規定による効果促進事業に係る事業費の合計額の全体事業費に占める割合の算定に当たっては、要綱第6第一号口に規定する防災・安全交付金事業の実施に係る変更に伴う変更前及び変更後の社会資本総合整備計画に記載された効果促進事業に係る事業費及び全体事業費により算定することができる。

#### 附 則 （平成25年5月15日付け国官会第297号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。  
（地域自主戦略交付金交付要綱の廃止）
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け国官会第2673号国土交通事務次官通知）は廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要綱の施行日前の予算に係る事業については、なお従前の例による。